

「責任ある機関投資家」の諸原則[日本版スチュワードシップ・コード]の受入れについて

学校法人 法政大学

法政大学は、本学の使命のひとつに、「法政大学憲章」において「地球社会の課題解決、持続可能な未来への貢献」を掲げています。また、1999年には環境憲章を制定し、教育研究をはじめとするあらゆる活動を通じ、地球環境との調和・共存と人間的豊かさの達成を目指し、全学挙げてグリーン・ユニバーシティの実現に積極的に取り組むことを宣言しています。こうした背景からこの度、本学の企業年金の運用につきまして、「資産保有者としての機関投資家(アセットオーナー)」の立場として、『日本版スチュワードシップ・コード』の受け入れを表明します。

本学は、企業年金の運用を委託する運用機関に対して、投資先企業との「目的を持った対話(エンゲージメント)」を通じて、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や上記のような本学の性格に応じたESGを含めたサステナビリティに関する課題への取り組みを促すことにより、本学年金基金の中長期的な投資リターンの拡大を図るよう行動することを求めます。

○日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・本学は本学の使命を背景としたアセットオーナーとして、スチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定し公表します。
- ・本学の企業年金の性質をよく理解した運用受託機関を選定し、その運用受託機関に対しては「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを求めます。
- ・当該運用受託機関が、コードの諸原則に則り、実効的な活動を通して投資先企業の中長期的な企業価値向上やESGを含めたサステナビリティに関する課題への取り組みを促すことにより、本学年金基金の中長期的な投資リターンの拡大を図るよう行動することを求めます。
- ・当該運用受託機関が行うスチュワードシップ活動が、本学が求める原則と整合的であるかのモニタリングを行います。

2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ・本学は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反への明確な対応方針の策定、公表及び遵守、ガバナンス体制の整備を求めます。

3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

・本学は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

・本学は、投資先企業との対話を直接行う立場にないことから、運用受託機関による投資先企業との建設的な「目的を持った対話」がスチュワードシップ責任を果たすために重要と考えています。

・本学は、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、本学の性格に応じた ESG を含めたサステナビリティに関する課題への取り組みを促してその課題改善に努めることを求めます。

5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

・本学は投資先企業の議決権を直接行使することが出来ない立場であるため、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表に関する明確な方針の策定を求めるとともに、その方針が投資先企業の中長期的な企業価値の向上につながるものとなるように工夫することを求めます。

6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

・本学は、運用受託機関を通じてスチュワードシップ責任を果たす立場にあることから、その実施状況に関する定期的な報告を各運用受託機関に求めます。またその結果を、本学企業年金の加入者・受給権者等に対して報告いたします。

7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

・本学は、投資先企業の持続的成長に資するよう、運用受託機関に対して、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく対話や本学の性格に応じた ESG を含めたサステナビリティに関する考慮に基づいたスチュワードシップ活動を適切に行える実力や体制を備えることを求めます。

・本学は、自らもステュワードシップ責任を果たすための役割と責務を担っている立場を認識し、運用受託機関との定期的な情報交換や議論を行う等により知見の向上を図り、運用受託機関のステュワードシップ活動の状況を適切に理解、評価する実力を備えるよう努めていきます。

8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がステュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

・本学は、機関投資家向けサービス提供者に該当しません。

・なお、運用受託機関が議決権行使助言会社を利用する場合は、運用受託機関に対して、当該助言会社に係る本原則の遵守状況について確認することを求めます。

以 上